

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第5節 その他	第5節 その他
(「関税を課すことができることとなつた日」の意義) 14-2 法第14条第4項第4号に規定する「関税を課すことができることとなつた日」とは、定率法第7条第3項又は第8条第2項の規定に基づく政令の規定により関税を課すことができることとなつた日をいう。	(「関税を課すことができることとなつた日」の意義) 14-2 法第14条第1項《更正、決定等の原則的な期間制限》に規定する「関税を課すことができることとなつた日」とは、定率法第7条第3項《相殺関税》又は第8条第2項《不当廉売関税》の規定に基づく政令の規定により関税を課すことができることとなつた日をいう。
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(船舶等の資格の認定) 15-1 法第15条及び法第15条の3の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。 なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。 (1) (省略) (2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。 なお、税関空港にあっては、人員輸送のみを目的とする航空機であっても、当該航空機が航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する国際航空運送事業を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。	(船舶等の資格の認定) 15-1 法第15条《入港手続》及び法第15条の3《特殊船舶等の入港手続》の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。 なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定に基づく令第23条第2項《資格証書》の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。 (1) (同左) (2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。 なお、税関空港にあっては、人員輸送のみを目的とする航空機であっても、当該航空機が航空法（昭和27年法律第231号）第2条《定義》に規定する国際航空運送事業を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時には、外国貿易船等でない船舶等が、入港の後に輸出貨物又は積戻し貨物を積み込むこととなつたときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。</p> <p>(4) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易の目的（公海上で外国貿易に従事する場合を含む。）で、本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなつたときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。</p> <p>(5) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなつたときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、外国に向けて出航するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法第25条の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなつたときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。</p> <p>(8) 継続して本邦と外国との間を往来する特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなつたとき又はその他の特殊船舶等が本邦と外国との間の航行を終了して基地港に帰港したときは、それぞれその往来をしないこととなつた時又は基地港に帰港した時から沿海通航船等となるものとする。</p> <p>(9) ただし、上記(3)、(4)又は(7)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第25条の規定による資格変更の届出があったときは、上記(3)、(4)又は(7)の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。</p>	<p>(3) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時には、<u>外国貿易船等でない船舶等が、入港の後に輸出貨物又は積戻し貨物を積み込むこととなつた</u>ときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。</p> <p>(4) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、<u>外国貿易の目的（公海上で外国貿易に従事する場合を含む。）</u>で、本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなつたときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。</p> <p>(5) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、<u>外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなつた</u>ときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、<u>外国に向けて出航するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなる</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法第25条の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、<u>その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなつた</u>ときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。</p> <p>(8) 継続して本邦と外国との間を往来する特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなつたとき又はその他の特殊船舶等が本邦と外国との間の航行を終了して基地港に帰港したときは、それぞれその往来をしないこととなつた時又は基地港に帰港した時から沿海通航船等となるものとする。</p> <p>(9) なお、上記(3)、(4)又は(7)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第25条の規定による資格変更の届出があり、<u>これに基づいて令第23条第2項の規定による資格証書を交付した</u>ときは、上記(3)、(4)又は(7)の規定にかかわらず、<u>その資格証書を交付した</u>時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。</p>

(船舶等の資格変更の届出手続)

25-1 法第25条の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」（C-2240）1通にその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより<u>行う</u>ものとし、<u>これを受理したときは</u>、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」（C-2250）を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等の資格を内変しようとするものであるときは、上記の届出者が添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p>	<p>の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」（C-2240）1通にその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより<u>行わせる</u>ものとし、<u>これにより船舶等の資格の変更を認めたときは</u>、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」（C-2250）を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等の資格を内変しようとするものであるときは、上記の届出者が添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p>
<p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなつたため前記15-1の(7)の規定による沿海通航船とされることとなつたときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出を<u>すること</u>として差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなつたため前記15-1（船舶等の資格の認定）の(7)の規定による沿海通航船とされることとなつたときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出を<u>させること</u>として差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)</u></p> <p>25-3 次に掲げる場合においては、法第25条の規定による<u>届出を受理しない</u>ものとする。</p> <p><u>ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第25条の規定による届出を受理することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、この場合においては、法第25条の規定による船舶等の資格変更の届出は、前記25-1(1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帯品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めるとして差し支えないものとし、前記25-1(1)にかかるず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。</u></p> <p>(1) 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれ</p>	<p><u>(届出があつても船舶等の資格の変更が認められない場合)</u></p> <p>25-3 次に掲げる場合においては、法第25条の規定による<u>届出があつても、船舶等の資格の変更を認めない</u>ものとする。</p> <p>(1) 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>らに類する貨物以外の貨物を積載している場合。ただし、内国貨物であつて輸出の本船扱いの承認を受ける予定であるもの及び<u>本邦内で</u>運送されるものであり、かつ、その性質及び数量が明らかなものである場合を除く。 (2)及び(3) (省略)</p>	<p>らに類する貨物以外の貨物を積載している場合。ただし、内国貨物であつて輸出の本船扱いの承認を受ける予定であるもの及び<u>本邦間を</u>運送されるものであり、かつ、その性質及び数量が明らかなものである場合を除く。 (2)及び(3) (同左)</p>
<p>第4章 保税地域</p>	<p>第4章 保税地域</p>
<p>第1節 総 則</p>	<p>第1節 総 則</p>
<p>(保税地域における貨物についての帳簿)</p>	<p>(保税地域における貨物についての帳簿)</p>
<p>34の2-3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p>	<p>34の2-3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p>
<p>なお、総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3-1の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>なお、総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3-1の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>
<p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては<u>1年</u>を経過する日）までとする。</p>	<p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては<u>5年</u>を経過する日）までとする。</p>
<p>第3節 保税蔵置場</p>	<p>第3節 保税蔵置場</p>
<p>(許可の際に付する条件)</p>	<p>(許可の際に付する条件)</p>
<p>42-11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>42-11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合 <u>（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）</u> には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>(2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>(3)～(7) (同左)</p>
第4節 保税工場	第4節 保税工場
(許可の際に付する条件)	(許可の際に付する条件)
<p>56-14 保税工場の許可をするに際しては、令第50条の2において準用する令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 保税工場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合 <u>（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）</u> には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>56-14 保税工場の許可をするに際しては、令第50条の2において準用する令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 保税工場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>(3)～(6) (同左)</p>
第6章 通 関	第6章 通 関
第3節 一般輸入通関	第3節 一般輸入通関
(輸入貨物の本船扱い)	(輸入貨物の本船扱い)
<p>67の2-3-1 令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。 イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）、アルファアルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石豪（焼いてないもの）、</p>	<p>67の2-3-1 令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。 イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）、アルファアルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石豪（焼いてないもの）、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、<u>コークス及び半成コークス</u>、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリウム、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p>	<p>ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリウム、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認められる機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p>
<p>□ (省略)</p>	<p>□ (同左)</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>（輸入貨物のふ中扱い）</p>	<p>（輸入貨物のふ中扱い）</p>
<p>67の2-3-2 令第59条の4第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p>	<p>67の2-3-2 令第59条の4第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適當と認められる場合であること。</p>	<p>(3) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適當と認められる場合であること。</p>
<p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p>	<p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p>
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p>
<p>□ 関税が有税の貨物のうち、次に掲げるもの</p>	<p>□ 関税が有税の貨物のうち、次に掲げるもの</p>
<p>(1) たまねぎ、マニオカデン粉、豚脂、魚油、菜種油、綿実油、やし油、パーム油、ひまし油、サラソウジュ油、コットンステアリン、グリセリン、水素添加未脱臭大豆油、いおう、<u>コークス及び半成コークス</u>、カーボンブラック、塩化マグネシウム、亜硫酸塩、ソーダ灰、くえん酸カルシウム、活性炭、木材、合板、木箱、木材パルプ、新聞用紙、クラフト紙、カラー印刷用紙、銑鉄、フェロシリコン、フェロマンガン、シリコンマンガン、シリコンマンガン、海綿鉄鋼、鉄鋼の板、鉄鋼の棒、アルミニウムの塊</p>	<p>(1) たまねぎ、マニオカデン粉、豚脂、魚油、菜種油、綿実油、やし油、パーム油、ひまし油、サラソウジュ油、コットンステアリン、グリセリン、水素添加未脱臭大豆油、いおう、半成コークス、カーボンブラック、塩化マグネシウム、亜硫酸塩、ソーダ灰、くえん酸カルシウム、活性炭、木材、合板、木箱、木材パルプ、新聞用紙、クラフト紙、カラー印刷用紙、銑鉄、フェロシリコン、フェロマンガン、シリコンマンガン、海綿鉄鋼、鉄鋼の板、鉄鋼の棒、アルミニウムの塊</p>
<p>(2) ナフタリン、臭素、金属ナトリウム、硝酸カリウム、ブタン、オルトニトロクロロベンゼン、トリイソブチルアルミニウム、テトラヒドロフラン、硫酸銅その他の危険品</p>	<p>(2) ナフタリン、臭素、金属ナトリウム、硝酸カリウム、ブタン、オルトニトロクロロベンゼン、トリイソブチルアルミニウム、テトラヒドロフラン、硫酸銅その他の危険品</p>
<p>ハ (省略)</p>	<p>ハ (同左)</p>
<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p>	<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省<u>知的財産調査室長</u>に協議するものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからリまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省<u>知的財産専門官</u>に協議するものとする。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)</p> <p>69の3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 見本の採取等</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>（以下この節において「取扱通関支店」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5608）をもって通報する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)</p> <p>69の3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 見本の採取等</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>又は<u>郵便局</u>（以下この節において「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5608）をもって通報する。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 取扱通関支店への通報</p> <p>疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからホまで又は(3)のロからホまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱通関支店</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C-5634）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」</p>	<p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 取扱郵便局等への通報</p> <p>疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからホまで又は(3)のロからホまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱郵便局等</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C-5634）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の写しにより、上記(2)のホ又は(3)のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(認定後の取扱い)</p> <p>69 の3-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p> <p>(1) 侵害物品に該当しない物品</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>取扱通関支店に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(侵害物品の没収の手続)</p> <p>69 の3-4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱通関支店に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第69条の2第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。</p> <p>また、取扱通関支店に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p> <p>(輸出差止申立ての提出)</p> <p>69 の4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 電磁的記録</p> <p>特に必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供され</p>	<p>の写しにより、上記(2)のホ又は(3)のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(認定後の取扱い)</p> <p>69 の3-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p> <p>(1) 侵害物品に該当しない物品</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(侵害物品の没収の手続)</p> <p>69 の3-4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局等に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第69条の2第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国際郵便物の場合</p> <p>発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。</p> <p>また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p> <p>(輸出差止申立ての提出)</p> <p>69 の4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 電磁的記録</p> <p>特に必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供され</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るものをいう。以下この節及び次節において同じ。) の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (省略) イ～ホ (省略) (削除)</p>	<p>るものをいう。以下この節及び次節において同じ。) の提出を求めることができるものとする。<u>この場合、提出された電磁的記録は副本として扱うこととする。</u></p> <p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (同左) イ～ホ (同左)</p> <p>△ <u>形態模倣品（不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品）</u> 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が形態模倣品であることを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）及び形態模倣品と認める物品を輸出しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し）</p> <p>① <u>真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</u></p> <p>② <u>上記①に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</u></p> <p>③ <u>上記①の真正商品と②の形態模倣品と認める物品とを対比して説明した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由</u></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての内容の受理後の公表) 69の4-8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) (省略) (2) 公表方法 申立先税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを1月毎に公表する。	(1) (同左) (2) 公表方法 申立先税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された事項のうち申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを輸出差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。
(輸出差止申立ての内容変更) 69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立て書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。なお、総括知的財産調査官は、新たに「輸出（積戻し）差止申立て書」の提出を求める必要があると判断した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官にその旨を併せて通知することとする。 (注)「新たな侵害疎明」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明を行おうとする場合であつて、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。	(輸出差止申立ての内容変更) 69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立て書」の提出を求める事になるので、留意する。
(4) (省略)	(4) (同左)
第8節 知的財産侵害物品（輸入）	第8節 知的財産侵害物品（輸入）
(知的財産調査官等の事務) 69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) (省略) (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、	(知的財産調査官等の事務) 69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) (同左) (2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p>	<p>上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p>
<p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省<u>知的財産調査室長</u>に協議するものとする。</p>	<p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省<u>知的財産専門官</u>に協議するものとする。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(通過貨物の取扱い)</p>	<p>(通過貨物の取扱い)</p>
<p>69の11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第30条第2項又は法第65条の3に規定するもの（以下この節において「通過貨物」という。）のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。）の取扱いは、次による。</p>	<p>69の11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第30条第2項又は法第65条の3に規定するもの（以下この節において「通過貨物」という。）のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。）の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 知的財産調査官は、通過貨物は輸入差止申立ての対象ではないことに留意し、通過貨物のうち侵害物品の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。</p>	<p>(1) 知的財産調査官は、通過貨物は輸入差止申立ての対象ではないことに留意し、通過貨物のうち侵害物品の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。</p>
<p>イ 知的財産の内容を証する書類</p>	<p>① 知的財産の内容を証する書類</p>
<p>ロ 侵害の事実に係る資料</p>	<p>② 侵害の事実に係る資料</p>
<p>ハ 識別ポイントに係る資料</p>	<p>③ 識別ポイントに係る資料</p>
<p>三 侵害物品の特定のために必要と認める資料</p>	<p>④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)</p>	<p>(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)</p>
<p>69の12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p>	<p>69の12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 見本の採取等</p>	<p>(1) 見本の採取等</p>
<p>イ及びロ (省略)</p>	<p>イ及びロ (同左)</p>
<p>ハ 国際郵便物の場合</p>	<p>ハ 国際郵便物の場合</p>
<p>発見部門の長（総括審査官。総括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>（以下この節において「<u>取扱通関支店</u>」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5808）をもって通報する。</p>	<p>発見部門の長（総括審査官。総括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>又は郵便局（以下この節において「<u>取扱郵便局等</u>」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5808）をもって通報する。</p>
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p>	<p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p>
<p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について</p>	<p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>取扱通関支店</u>への通報 疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)の口からニまで又は(3)の口からニまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱通関支店</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)の口若しくはハ又は(3)の口若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5834)により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(認定後の取扱い)</p> <p>69 の 12-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p> <p>(1) 侵害物品に該当しない物品 イ (省略) ロ 国際郵便物の場合 取扱通關支店に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>69 の 12-4 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) (省略) (2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。</p>	<p>自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) <u>取扱郵便局等</u>への通報 疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)の口からニまで又は(3)の口からニまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱郵便局等</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)の口若しくはハ又は(3)の口若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5834)により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(認定後の取扱い)</p> <p>69 の 12-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。</p> <p>(1) 侵害物品に該当しない物品 イ (同左) ロ 国際郵便物の場合 取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>69 の 12-4 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) (同左) (2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、<u>取扱通関支店</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p>	<p>また、<u>取扱郵便局等</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。</p>
<p>(輸入差止申立ての提出)</p>	<p>(輸入差止申立ての提出)</p>
<p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 電磁的記録</p>	<p>(4) 電磁的記録</p>
<p>特に必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。</p>	<p>特に必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。<u>この場合、提出された電磁的記録は副本として扱うこととする。</u></p>
<p>(輸入差止申立書の添付資料)</p>	<p>(輸入差止申立書の添付資料)</p>
<p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>	<p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p>	<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p>
<p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p>	<p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p>
<p>(注1) 及び (注2) (省略)</p>	<p>(注1) 及び (注2) (同左)</p>
<p>イ～ヘ (省略)</p>	<p>イ～ヘ (同左)</p>
<p>(削除)</p>	<p>ト 形態模倣品（不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品）</p>
<p>形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が形態模倣品であることを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）及び形態模倣品と認める物品を輸入しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し）</p>	<p>① 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</p>
<p>② 上記①に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</p>	<p>② 上記①に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(3)～(5) (省略)	③ 上記①の真正商品と②の形態模倣品と認める物品とを対比して説明した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由
(輸入差止申立ての内容の受理後の公表) 69の13-8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。 (1) (省略) (2) 公表方法 申立先税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、 <u>本省</u> 及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、 <u>本省</u> は申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを1月毎に公表する。	(3)～(5) (同左) (輸入差止申立ての内容の受理後の公表) 69の13-8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。 (1) (同左) (2) 公表方法 申立先税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、 <u>本省に通報することとし、本省は、通報された事項のうち申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</u>
(輸入差止申立ての内容変更) 69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。なお、 <u>総括知的財産調査官は、新たに「輸入差止申立書」の提出を求める必要があると判断した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官にその旨を併せて通知することとする。</u> (注)「新たな侵害疎明」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明を行おうとする場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。	(輸入差止申立ての内容変更) 69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。
(4) (省略)	(4) (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書又は仮処分決定通知書の写し</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>(輸入差止情報提供の取扱い)</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ その他の資料</p> <p>情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p>